

公益社団法人青年海外協力協会の指定管理業務の実施に係る個人情報保護規程

(目的)

第 1 条 この規程は、高度情報通信社会において、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護がきわめて重要であること、及び地方自治法第 2 4 4 条の 2 の規定に基づく指定管理者制度の公共性にかんがみ、社団法人青年海外協力協会(以下「当協会」という。)が県の指定を受けて行う神奈川県立地球市民かながわプラザの指定管理業務(以下「指定管理業務」という。)に関し、取得、管理する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、個人情報の保護に関する法律第 2 条に定めるところによる。

- (1) 個人情報
- (2) 個人データ
- (3) 保有個人データ
- (4) 本人

(当協会の責務)

第 3 条 当協会は、指定管理業務に関して取得、管理する個人情報の保護に努めるとともに、

個人情報の保護のための県の施策に協力するものとする。

(利用目的の特定)

第4条 当協会は、指定管理業務に関して個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するものとする。

(利用目的による制限)

第5条 当協会は、法令に基づく場合等を除くほか、あらかじめ県の指示又は承諾並びに本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を利用しないものとする。

(取得の制限)

第6条 当協会は、指定管理業務に関して個人情報を取得するときは、利用の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得するものとする。

(利用目的の公表)

第7条 当協会は、原則として、個人情報を取得した場合は、あらかじめ、その利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を公表するものとする。

(第三者提供の制限)

第8条 当協会は、法令に基づく場合等を除くほか、あらかじめ県の指示又は承諾並びに本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

(個人データの適正管理)

第9条 当協会は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

2 当協会は、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 当協会は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(個人データ処理の委託)

第10条 当協会は、個人データの処理は自ら行い、県が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託しないものとする。

2 当協会は、前項の承諾に基づいて、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(資料の複写及び複製の禁止)

第11条 当協会は、県が承諾した場合を除き、指定管理業務に関して県から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製しないものとする。

(県が行う調査への協力)

第12条 当協会は、県が随時に実施する、当協会の指定管理業務に関して取り扱っている個人情報の状況に関わる調査に協力するものとする。

2 前項の調査の結果、県が行う勧告に当協会は誠実に従うものとする。

(従業者 (職員) の義務)

第13条 当協会は、個人データの取扱いに従事する職員が、指定管理業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、十分な注意を払いつつ、指定管理業務を行うものとする。

(指定管理業務の終了等に伴う個人情報の処理)

第14条 当協会は、指定管理業務を行うに当たり、県から提供を受け、又は自らが取得、作成した個人情報が記録された資料等を、指定の期間が終了し、又は指定の取り消しを受けた後直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人データの廃棄)

第15条 当協会は、保有する必要のなくなった個人データは、確実に、かつ速やかに廃棄するよう努めるものとする。

(保有個人データの開示義務)

第16条 当協会は、本人 (正当な権限を有する代理人を含む。) から、指定管理業務に関して取得した保有個人データの開示を求められたときは、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合などを除き、原則として本人に対し、遅滞なく、請求の日から起算して5営業日以内に当該保有個人データを開示するものとする。

前項の開示に関わる手続は、当協会個人情報保護方針の規定により行うものとする。

(費用の負担)

第17条 当協会は、前条の規定による開示をするに当たり、文書 (複写したものを含む。)

その他のものの写しを交付する場合にあっては、当該写し等の交付に要する費用は、請求者の負担とする。

(保有個人データの訂正等)

第18条 当協会は、本人から、当該本人が識別される指定管理業務に関して取得した保有個人

データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除 (以下「訂正等」という。) を求められた場合には、その内容の訂正等に関して法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内で、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、請求の日から起算して5営業日以内に当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。

2 前項の訂正等に関わる手続は、当協会個人情報保護方針の規定により行うものとする。

(保有個人データの利用停止等)

第19条 当協会は、本人から、当該本人が識別される指定管理業務に関して取得した保有個人

データが利用目的による制限に反して取り扱われているという理由又は偽りその他不正な手段により取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、

原則として、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、請求のあった日から起算して5営業日以内に当該保有個人データの利用の停止又は消去を行うものとする。

2 当協会は、本人から、当該本人が識別される指定管理業務に関して取得した保有個人データが第三者提供の制限に反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、原則として、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止するものとする。

2 前項の利用の停止等に関わる手続は、当協会個人情報保護方針の規定により行うものとする。

(責任体制)

第20条 当協会は、この規程に定められた内容の実効性を確保するため、職員のうちから指定管理業務に関して取り扱う個人情報取扱責任者および個人情報取扱従事者を指名する。

2 前項の個人情報の管理者は、この規程に定められた事項を遵守するとともに、当協会が指定管理業務に関して保有する個人情報の取扱いに係る規程等の整備や個人情報の取扱いに従事する者に対する研修の実施等、必要な措置を講ずるものとする。

(苦情の処理)

第21条 当協会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(委任)

第22条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に当協会代表理事が定める。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。